

平成24年第1回泉南市議会定例会議案書

## 議 案 一 覧 表

(平成24年3月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
議 案	2	市道路線の認定について	5
議 案	3	泉南市自治基本条例の制定について	13
議 案	4	泉南市子どもの権利に関する条例の制定について	27
議 案	5	泉南市商工業振興基本条例の制定について	39
議 案	6	泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	7	泉南市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	8	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	9	泉南市墓地、埋葬等に関する条例の制定について	57
議 案	10	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	67
議 案	11	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
議 案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	75

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	13	泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	14	泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	85
議 案	15	泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	89
議 案	16	泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	93
議 案	17	平成23年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）	97
議 案	18	平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	123
議 案	19	平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	129
議 案	20	平成24年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	21	平成24年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	22	平成24年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議 案	23	平成24年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議 案	24	平成24年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊

議案	25	平成24年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議案	26	平成24年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	27	平成24年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議案	28	平成24年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議案	29	平成24年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議案	30	平成24年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議案	31	平成24年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議案	32	平成24年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案	33	平成24年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議案	34	平成24年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議案	35	平成24年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案	36	平成24年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案	37	平成24年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	38	平成24年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第1号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市岡田三丁目6番16号  
氏 名 湊 聡 美 (みなと さとみ)  
生年月日 昭和28年2月18日  
職 業 行政書士

提案理由

現委員の峯本佳子氏が一身上の都合により辞任を申し出たため、後任の固定資産評価審査委員会委員として湊聡美氏を最適任者と認め、選任したいので提案するものである。

議案第1号参考

湊 聡 美 氏 経歴

昭和50年	3月	四天王寺女子大学卒業
同 50年	4月	阪南市立波太小学校教諭
同 58年	1月	行政書士試験合格
同 61年	4月	泉南郡岬町立深日小学校教諭
平成 元年	3月	泉南郡岬町立深日小学校退職
同 元年	4月	江口行政書士事務所入所
同 12年	3月	江口行政書士事務所退所
同 12年	8月	湊行政書士事務所開設（現在に至る。）

議案第2号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

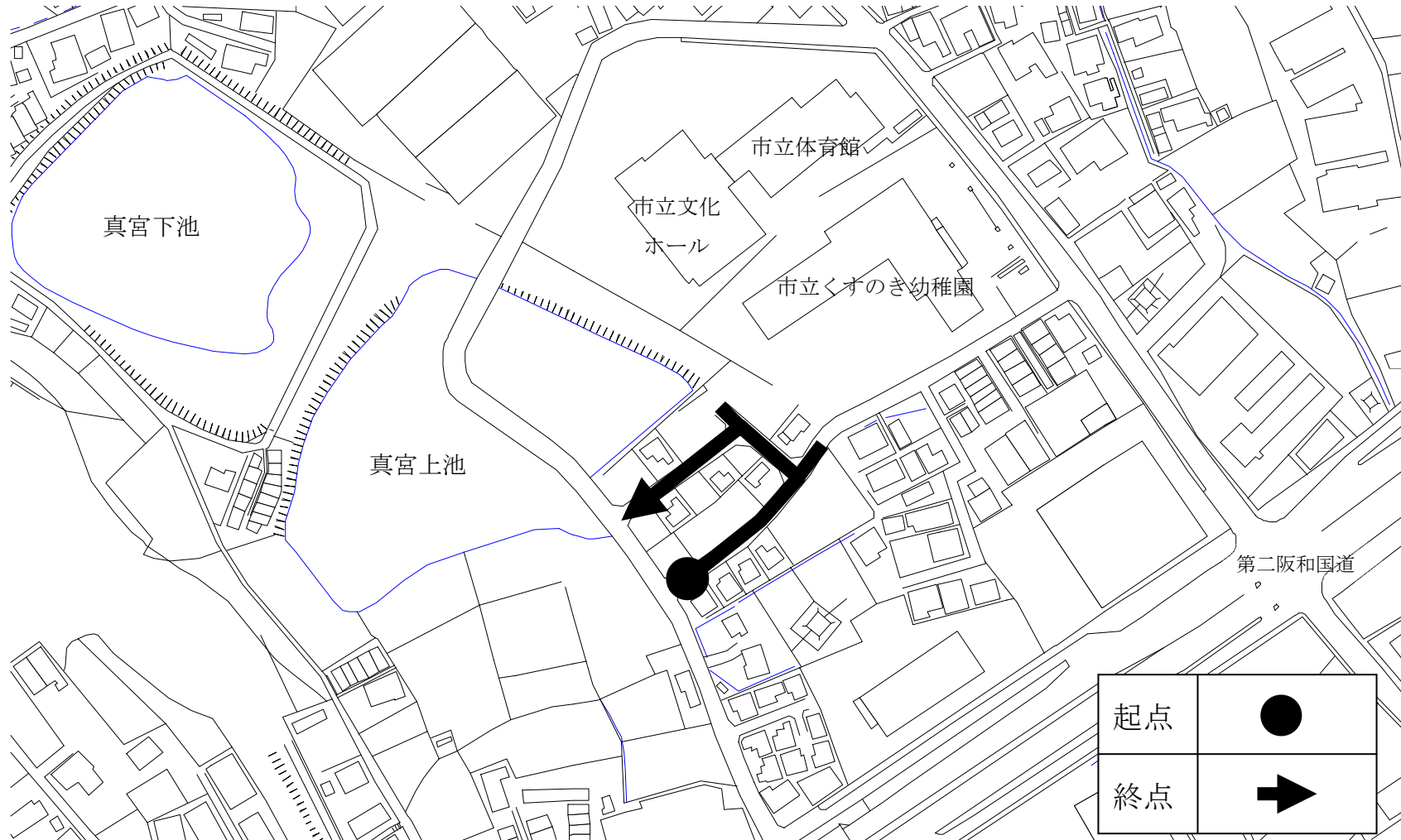
認定路線

路 線 名	起 点 終 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
真宮上池東住宅内線	馬場1丁目573-29番地先 馬場1丁目573-28番地先	6.0 m ~ 5.0 m	175.9 m	
岡田4号踏切住宅内線支線	岡田5丁目306-33番地先 岡田5丁目309-12番地先	4.9 m ~ 4.9 m	53.1 m	
樽井駅東府道住宅内線	樽井7丁目1711-4番地先 樽井7丁目1704-17番地先	6.0 m ~ 5.0 m	172.7 m	
府立高校砂川変電所前線	樽井2丁目962-2番地先 樽井2丁目699-7番地先	16.3 m ~ 9.0 m	987.0 m	
農業公園線	信達岡中1575番地先 幡代743番地先	10.0 m ~ 7.0 m	713.5 m	



認定路線

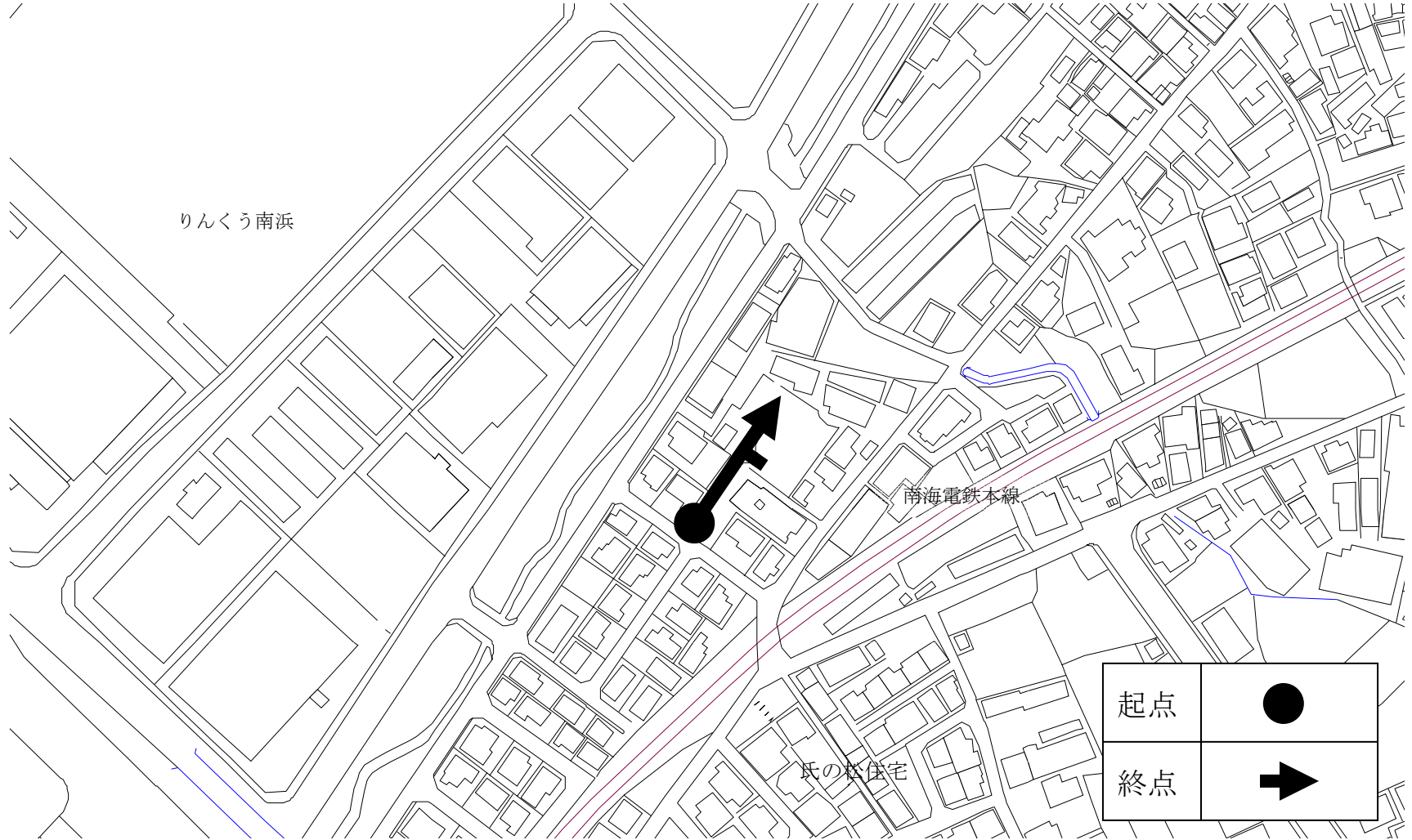
真宮上池東住宅内線



起点	●
終点	➔

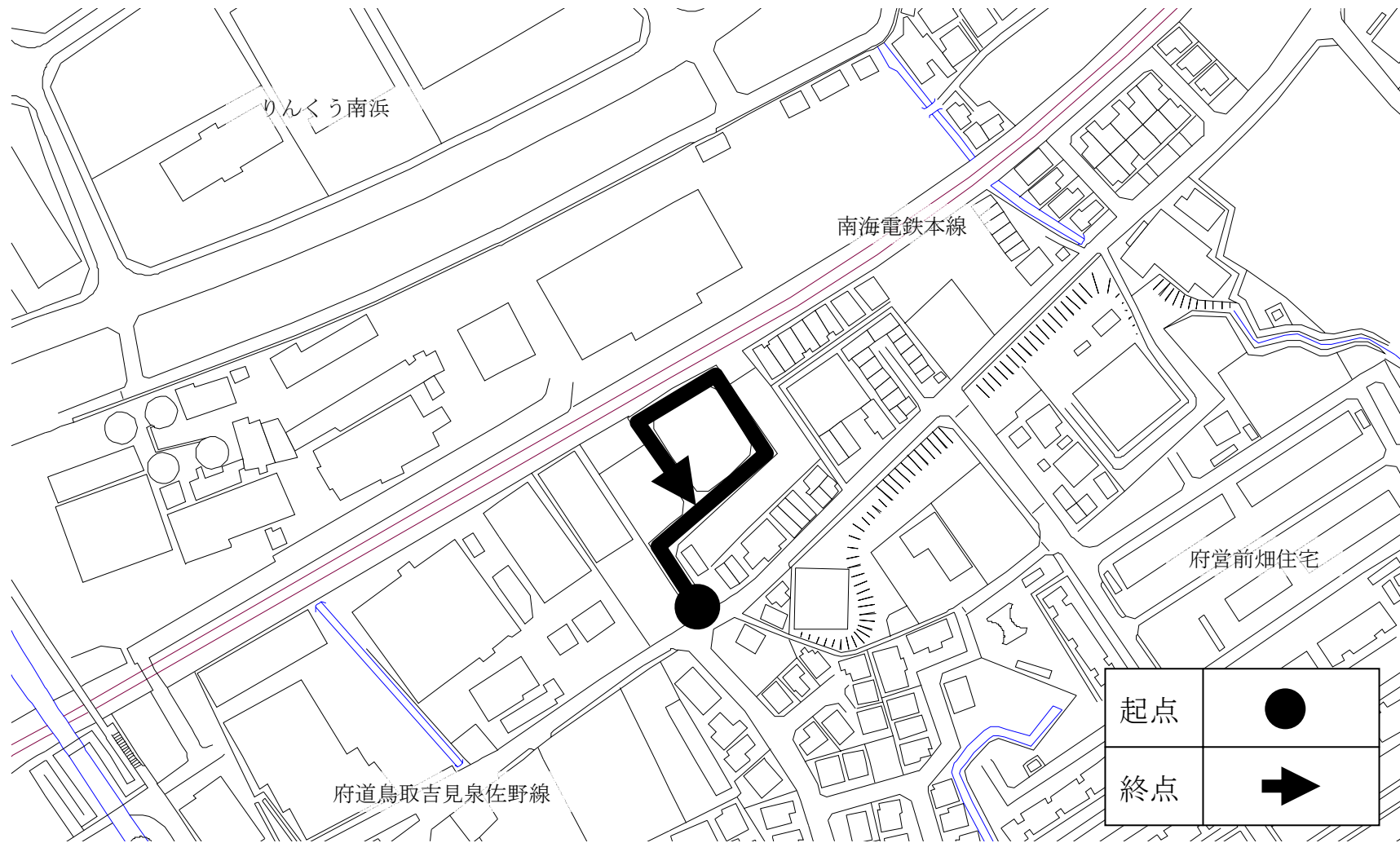
認定路線

岡田 4 号踏切住宅内線支線



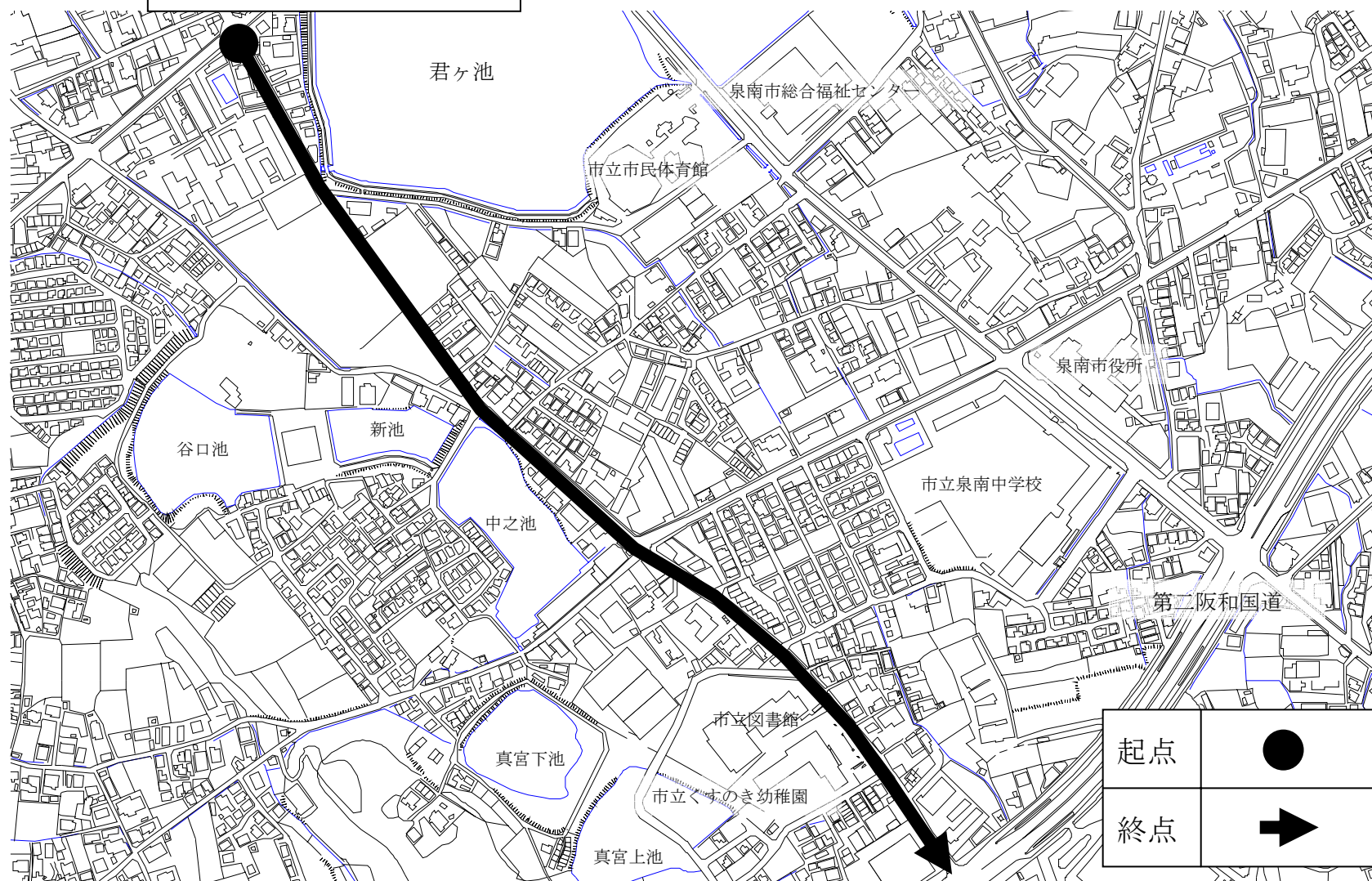
認定路線

樽井駅東府道住宅内線



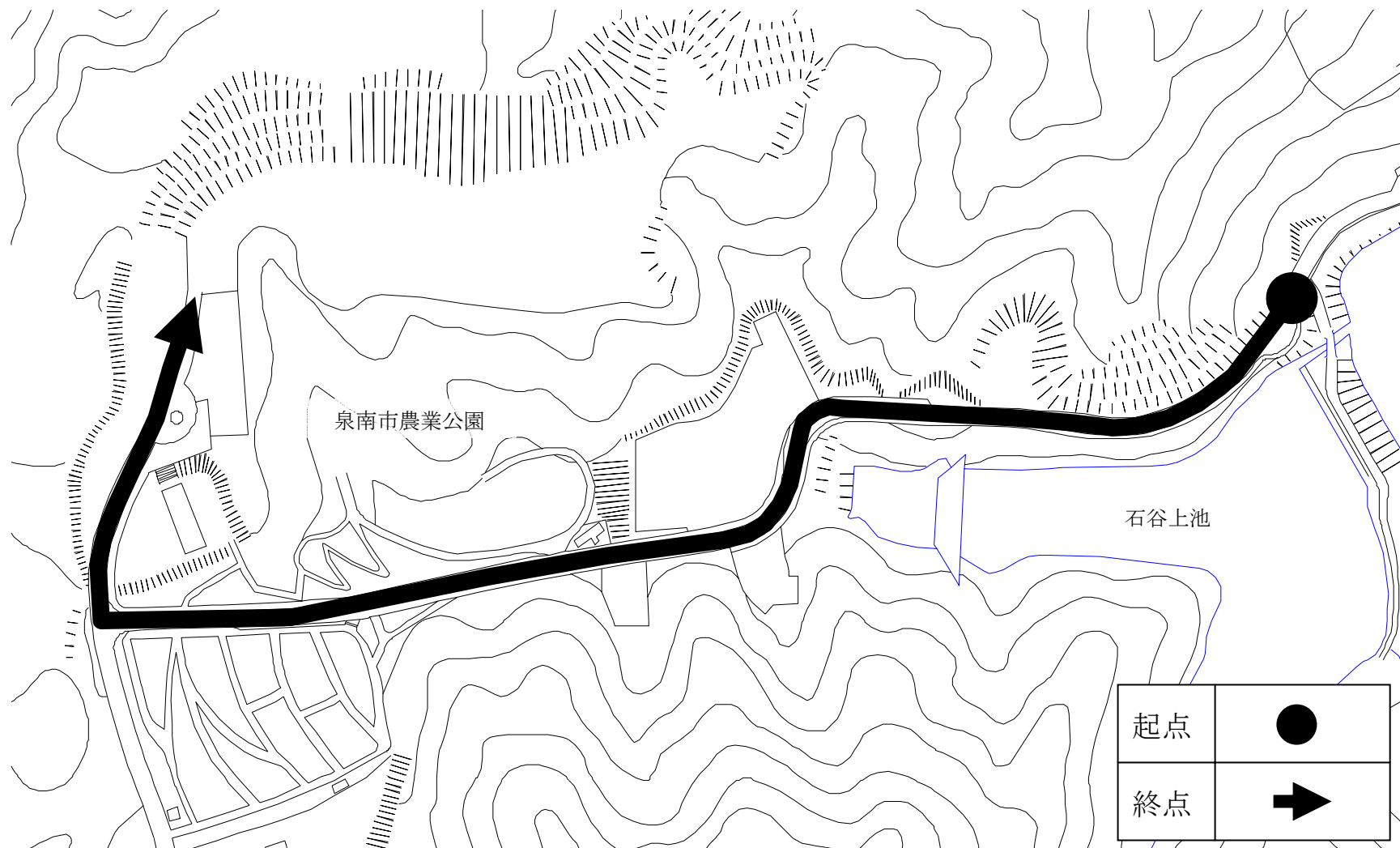
認定路線

府立高校砂川変電所前線



認定路線

農業公園線



議案第 3 号

## 泉南市自治基本条例の制定について

泉南市自治基本条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

本格的な地方分権時代の到来を迎え、市民参画と協働を基本とした市民自治によるまちづくりを推進するため、本市の自治の理念及び基本原則を確立し、まちづくりの主体となる市民、市議会及び市の役割と責務等を明確にするとともに、まちづくりの仕組みを整備する必要から本条例を提案するものである。

## 泉南市自治基本条例

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本原則（第4条－第6条）

第3章 まちを創る市民（第7条－11条）

第4章 まちを創る仕組み（第12条－第17条）

第5章 まちを創るための議会（第18条－第20条）

第6章 まちを創るための行政（第21条－第29条）

第7章 連携と交流（第30条－第33条）

第8章 実効性の確保（第34条・第35条）

### 附則

私たちのまち泉南市（以下「本市」といいます。）は、大阪府の南部に位置し、緑豊かな和泉山脈と豊穰の茅渚の海がもたらす貴重な恵みを楽しみ、まちが形づくられてきました。熊野街道がまちの中央部を貫き、数多くの史跡とともに五穀豊穰を願う秋祭りなど、今でも往時の面影を残す四季折々の伝統と文化が息づいています。一方で、日本の国際拠点となる関西国際空港を対岸に臨み、人、モノ、情報の交流拠点として、世界の人たちとも手を携えることができる臨空都市としてそ

の歩みを進めています。

私たちは、先人たちが守ってきた豊かな自然、育んできた歴史と伝統、そして切り拓いてきた世界への扉など、今日まで歩んできた軌跡をたどり、資産として次世代を担う子どもたちへ引き継ぎ、未来へ紡いでいく責務を有します。市民一人ひとりが自らの権利と責務を重く受け止め、先人たちの進取の気性と時代に対応できるたくましい行動力をもって、共に力を合わせ、支えあいながら地方分権時代にふさわしい個性あるまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、このような決意のもと、まちづくりの主体として地方分権社会の到来を新たな飛躍の機会と捉え、魅力あるまちの創造に取り組むとともに、基本的人権を尊重して地域の絆を深めあい、自主、自立した地域社会の実現をめざすことを自治の基本理念とし、泉南市の最高規範として、ここに泉南市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた理念に則り、泉南市における市民自治の基本原則、市民の権利と責務、市の役割と責務並びにまちづくりの仕組みを定めることによって、各主体が協働して個性豊かで魅力あるまちを創造するとともに自主、自立した自治体にふさわしい市民自治を実現し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

### (条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市民自治及びまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市はこの条例を最大限に尊重し、誠実に遵守するものとします。

2 市は、他の条例、規則等を解釈し、又は制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとします。

3 市は、他の条例、規則、規程、計画等についてこの条例を頂点とした法的な体系化を図るよう努めます。

### (基本となる用語)



第3条 この条例で使用する基本となる用語は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 市民 泉南市内に居住する人、在勤又は在学する人、市内で事業又は活動を行う者（以下「事業者」といいます。）をいいます。
- (2) 市 本市の市議会及び市の執行機関をいいます。
- (3) まちづくり 市民自治の確立のために行われる全ての公共的な活動をいいます。
- (4) コミュニティ 一定の地域の人と人とのつながりを基盤として、自主的にさまざまな地域課題への取り組みを進めている団体及び知縁や不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを共通目的として積極的に活動を展開している団体を合わせていいます。
- (5) 参画 市民が、まちづくりに関する企画立案、実施及び評価の各段階において主体的に関与し、取り組むことをいいます。
- (6) 協働 市民と市又は市民と市民が、それぞれの責任と役割を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び協力して地域社会の共通課題の解決に取り組むことをいいます。

## 第2章 基本原則

### （市民自治の原則）

第4条 市民及び市は、互いに自主性を尊重しあい、市民の参画を得て市民の意思に基づき、さまざまな地域課題に取り組むことを原則とします。

### （情報共有の原則）

第5条 市民及び市は、各々が保有する情報が共有財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用することを原則とします。

### （参画と協働の原則）

第6条 市民及び市は、多様な主体によるまちづくりを推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働する

ことを原則とします。

### 第3章 まちを創る市民

#### (市民の権利)

第7条 市民は、国籍、性別、年齢等に関わらず、平等にまちづくりに参画する権利を有します。ただし、参加、不参加に関わらず差別的な取り扱いは受けるものではありません。

- 2 市民は、法令等により制限される場合を除き、市政に関して全てのことを知る権利を有します。
- 3 市民は、良好な環境で暮らし、活動する権利を有します。
- 4 市民は、活動に関して自主性、自立性が尊重される権利を有します。
- 5 市民は、市が提供するサービスを受ける権利を有します。

#### (こどもの権利保障)

第8条 市は、こどもがまちづくりに関する意見を表明、表現することができる機会を積極的に設けるとともに、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

#### (市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。

- 2 市民は、まちづくりの主体としての多様性を認め、全ての人権を守るとともに弱者や環境に配慮するよう努めなければなりません。
- 3 市民は、まちづくりを通じて良好な環境を次世代へ引き継がなければなりません。
- 4 市民は、まちづくりに参画するにあたって自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。
- 5 市民は、第7条に定める権利の行使にあたっては濫用することなく、常に公共の福祉に配慮するよう努めなければなりません。

#### (事業者の責務)

第10条 事業者は、市民として責務を遵守することと併せ、社会的な責任を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るとともに、まちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境と生活環境に配慮するよう努めなければなりません。

(コミュニティ活動)

第11条 市民は、コミュニティ活動に積極的に参画し、交流を重ねながら地域課題に取り組むよう努めます。

2 市民は、コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに参画しやすい開かれた体制づくりに努めます。

3 市民は、地域の絆を深めてより広域的な地域課題の解決に取り組むため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織を設置することができます。

4 市は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、協働して地域課題の解決に取り組むとともに、その活動を守り育てるため必要な支援に努めなければなりません。

#### 第4章 まちを創る仕組み

(情報の公開・提供)

第12条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する理解と信頼を深めるため、市の保有する情報を公開するとともに、多様な媒体を活用して積極的に提供するよう努めます。

2 市民は、あらゆる機会を通じて市民同士の情報共有に努め、共有した情報を有効活用し積極的にまちづくりに活かすよう努めます。

3 情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

第13条 市は、情報共有の推進にあたり、市の保有する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障するため、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じます。

2 個人情報 の 適正 な 取 り 扱 い に つ い て 必 要 な 事 項 は、 別 に 条 例 で 定 め ま す。

( 意 見 公 聴 制 度 )

第 1 4 条 執 行 機 関 は、 政 策 形 成 過 程 に お け る 市 民 参 画 の 機 会 を 創 出 す る と と も に 市 政 の 透 明 性 と 公 平 性 の 向 上 を 図 る た め、 市 政 に 関 す る 重 要 な 事 項 に つ い て 事 前 に 案 を 公 表 し、 広 く 市 民 か ら 意 見 を 聴 取 し ま す ( 以 下 「パブリックコメント制度」 と い い ま す。 ) 。

2 執 行 機 関 は、 提 出 さ れ た 市 民 の 意 見 を 十 分 に 考 慮 し て 意 思 決 定 を 行 い、 提 出 さ れ た 意 見 に 対 す る 考 え 方 を 明 確 に し て、 結 果 と 理 由 を 公 表 し な け れ ば な り ま せ ン。

3 パブリックコメント制度について必要な事項は、別に定めます。

( 審 議 会 等 へ の 参 画 )

第 1 5 条 執 行 機 関 は、 審 議 会 そ の 他 の 附 属 機 関 の 委 員 を 選 任 す る 場 合 は、 原 則 と し て 全 部 又 は 一 部 を 公 募 に よ り 選 任 す る よ う 努 め ま す。 た だ し、 公 募 に 適 さ ない な ど 正 当 な 理 由 が あ る 場 合 は こ の 限 り で は あ り ま せ ン。

2 執 行 機 関 は、 委 員 の 構 成 に つ い て 男 女 の 均 衡、 年 齢、 地 域、 国 籍 及 び 他 の 委 員 と の 重 複 に 配 慮 し な け れ ば な り ま せ ン。

( 市 民 か ら の 提 言 )

第 1 6 条 執 行 機 関 は、 市 民 か ら 意 見、 要 望、 苦 情 等 が あ っ た 場 合 は、 速 や か に 事 実 関 係 を 調 査 し、 わ か り や す く 誠 実 に 応 答 す る と と も に、 こ れ を 市 へ の 提 言 と 捉 え、 こ れ か ら の ま ち づ く り へ 繋 げ て い き ま す。

( 住 民 投 票 )

第 1 7 条 住 民 は、 市 政 に 関 す る 重 要 事 項 に つ い て 広 く 住 民 の 意 思 を 確 認 す る た め、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 7 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 当 該 事 項 に か か る 住 民 投 票 の 実 施 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 市 長 へ 請 求 す る こ と が で き ま す。

2 市 議 会 の 議 員 及 び 市 長 は、 市 政 に 関 す る 重 要 事 項 に つ い て、 直 接 住 民 へ 意 思 を 確 認 す る 必 要 が あ る と 認 め る と き は、 住 民 投 票 を 発 議 す る こ と が で き ま す。

- 3 市長は、第1項の請求において、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に関する請求があったときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければなりません。
- 4 住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定めます。ただし、住民投票の投票資格を定める場合は、未成年者及び定住外国人に配慮しなければなりません。
- 5 市民及び市は、住民投票の結果を最大限尊重しなければなりません。

#### 第5章 まちを創るための議会

##### (市議会の役割)

第18条 市議会は、市民の信頼に基づく負託に応え、本市の意思決定機関として、市の重要事項を議決します。

- 2 市議会は、執行機関について、市政運営を監視し、けん制する機能を有します。

##### (市議会の責務)

第19条 市議会は、積極的に情報を提供することにより市民との情報共有を図り、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

- 2 市議会は、議会への市民参画を推進し、市議会の活性化を図るとともに開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 3 市議会は、政策立案や政策提言に関する機能を強化し、その活用に努めなければなりません。

##### (議員の責務)

第20条 議員は、公正かつ誠実に責務を遂行することにより、市民への説明責任を果たすよう努めなければなりません。

- 2 議員は、市民との対話を心がけ、積極的に市民の意向把握や意見交換を行い、開かれた議会をめざさなければなりません。
- 3 議員は、自らの役割を深く自覚して、市民全体の利益を優先して行動し政治倫理の確立と自己研鑽に努めなければなりません。

## 第6章 まちを創るための行政

### (市長の役割)

第21条 市長は、市民の信頼に基づく負託に応え、市政の代表者としてリーダーシップを発揮し、まちづくりのビジョンを示します。

2 市長は、市民参画と協働によるまちづくりを進め、市民福祉の向上をめざします。

3 市長は、経営感覚をもって効率的かつ効果的に市政を運営します。

### (市長の責務)

第22条 市長は、まちづくりのビジョンを実現するため、俯瞰的に実情を把握し、総合的な市政運営に努め、市民への説明責任を果たさなければなりません。

2 市長は、市民福祉の向上を図るため、市民の視点に立って市民の参画を推進し、協働によるまちづくりの実現に努めなければなりません。

3 市長は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、柔軟で機能的な組織づくりを行うとともに、職員の指揮監督に努めなければなりません。

### (職員の責務)

第23条 職員は、全体の奉仕者として社会情勢や行政需要に的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげるため、市民の視点に立って公正、誠実かつ創意をもって政策課題に取り組まなければなりません。

2 職員は、市民との信頼関係を築き、積極的に協働して地域課題に取り組み、説明責任を果たさなければなりません。

3 職員は、その専門性と政策能力の向上をめざし熱意をもって自己研鑽に励むとともに、職務について責任を持ち、不断の改善に努めなければなりません。

### (総合計画)

第24条 市長は、本市の将来の姿を明らかにし、政策資源を有効に活用して市政を総合的かつ計画的に運営するため、議

会の議決を経て、めざすべき将来像を定める基本構想及び構想を実現するための基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、執行機関が行う政策等は原則としてこれに基づかなければなりません。

（政策法務）

第25条 執行機関は、市民のニーズや地域課題を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な政策を展開するため、法令等の自主的な解釈、運用に努めるとともに、積極的に条例等の制定に取り組みます。

（財務）

第26条 執行機関は、最少の経費で最大の効果をあげるよう総合計画を踏まえて予算を編成し、効率的かつ効果的に執行することにより健全な行財政運営に努めます。

2 執行機関は、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立って財政基盤の強化を図ります。

（危機管理）

第27条 執行機関は、市民の安全を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、緊急事態に適切かつ迅速な対応ができる危機管理体制を整えるとともに、市民の自助、共助に関する活動を支援します。

（行政手続）

第28条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続の確保に努めます。

2 行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

（説明責任）

第29条 執行機関は、政策等の企画立案、実施及び決定の各過程における状況と効果について、市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。

## 第7章 連携と交流

### (国及び大阪府との連携)

第30条 市は、国及び大阪府と対等、協力の関係にあることを踏まえ、互いの役割を認識し、役割分担に基づき連携及び協力して自主、自立したまちづくりを進めます。

### (他の自治体等との連携)

第31条 市は、他の自治体及び関係機関と積極的な情報交換と相互理解を図り、連携及び協力して、広域的な共通課題の解決やまちづくりに取り組みます。

### (市外の人々との交流)

第32条 市民及び市は、あらゆる分野における活動を通じて市外の人々と交流し、その人々の知恵や善意、提言をまちづくりに活用するよう努めます。

### (国際交流)

第33条 市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、積極的に国際交流を促進するよう努めます。

2 市は、関西国際空港と連携及び協力して、世界の人、モノ、情報の交流拠点となる国際都市にふさわしいまちづくりを進めます。

## 第8章 実効性の確保

### (条例の推進)

第34条 市は、この条例の目的を達成するため、条例を推進する体制を整備することにより、一層の実行性の確保に努めなければなりません。

### (条例の見直し)

第35条 市は、社会情勢や地域社会の状況を勘案し、この条例についておおむね4年ごとに見直しを行い、改正する必要



が生じた場合は速やかに改正し、実効性を確保するよう努めなければなりません。

2 市民及び市は、常に条例の実効性を確保することにより、この条例を将来にわたって育てていかなければなりません。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第17条第3項及び第4項の規定は、規則で定める日から施行します。

議案第4号

## 泉南市子どもの権利に関する条例の制定について

泉南市子どもの権利に関する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

子どもの権利条約に基づき、子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）を泉南市で具体化していくために必要な施策や仕組み、実践等に関する事項を定めるとともに、子ども施策を安定的、継続的に実施していくために、本条例を提案するものである。

## 泉南市子どもの権利に関する条例

### 前文

第1章 目的と基本原則（第1条—第3条）

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進（第4条—第14条）

第3章 条例の実施と検証（第15条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

### 附則

泉南市に生まれ育つすべての子どもが、「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現していくため、この条例を定めます。

この条例は、「子どもにやさしいまち」を実現していくにあたっての原則と具体化の方向について、可能な限り明らかにしようとするものです。

この「子どもにやさしいまち」の実現を、ユニセフ（国連児童基金）は世界のすべての国と都市に呼びかけています。「子どもにやさしいまち」は、国連が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする「まち」です。

子どもの権利条約は、すべてのおとなに「子どもの最善の利益」を第一に考慮すること（条約3条）を求めています。そして「子どもの最善の利益」は、まず子どもの意見を尊重すること（条約12条）を通して具体化することができる、としています。

そこで、この条例の検討にあたり、泉南市の小学生が次の「泉南・子ども・憲章」を起草しました。

私たちは 泉南の子どもです。

私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。

私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。

そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

家庭の中で暴力（DV）や虐待はないですか？

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に

私たち子どもの気持ちを理解してください。

私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。

私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。

どんな苦労があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ

学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。

いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

いじめられている子どもを助けることができる学校にしてください。

いじめがなく、仲の良い学校（クラス）をいっしょにつくりましょう。

まちのおとなへ

子どもたちのために、公園の遊具を減らさないでください。

きれいで、安全なまちにしてください。

子どもたちも泉南のまちをよくしたいと考えていることを知ってください。

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは

話を途中でさえぎらないで最後までちゃんと聞いてください。

きいたあとは、やさしく接してください。

すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

この泉南の子どもたちからのメッセージを読んで、あらためて思い起こされるのは、2002年5月、国連子ども特別総会に世界から集まった374人の子どもたちが書き上げたメッセージです。それは次のように訴えています。

私たちは世界の子どもです。

私たちは子どもにふさわしい世界を望んでいます。

なぜなら、私たちにふさわしい世界は、

すべての人にふさわしい世界だからです。

私たちにふさわしい世界では、

子どもの権利が尊重されています。搾取・虐待・暴力はありません。

もう戦争もありません。必要な保健ケアが提供されます。

HIV／エイズがなくなります。環境が守られます。

貧困の悪循環はありません。教育が受けられます。

子どもたちが積極的に参加することができます。  
私たちは問題の根源ではありません。私たちは問題解決に必要な資源です。  
私たちは支出ではありません。私たちは投資です。  
私たちは単なる若者ではありません。私たちはこの世界の市民なのです。  
おとなのみなさんは私たちを未来と呼びます。  
けれども、私たちは「いま」でもあるのです。

(参照：「私たちにふさわしい世界」日本ユニセフ協会訳、抄)

泉南の子どもたちの言葉は、世界の子どもたちの言葉と響きあっています。

子どもたちの声に耳を傾け、その思いを受け止め、さらに対話を深め、そうして子どもと、おとなとが、互いにパートナーとして、「子どもにやさしいまち」を実現していくため、この条例を制定します。

## 第1章 目的と基本原則

### (条例の目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくため、その基本となる原則及び具体化の方向について定めるものです。

2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育を社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「子ども」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で学んでいたり、何らかの活動を本市で本市で行っている原則として18歳未満の人をいいます。
- (2) 「市民等」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で働いていたり、何らかの活動を本市で

行っている人をいいます。

(3) 「子ども施設」とは、原則として児童福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもの保育、教育、文化及びスポーツ等に直接かかわる社会施設のことをいいます。

（子どもの権利の尊重）

第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。

2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。

3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとしします。

4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとしします。

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進

（子どもの意見表明と参加）

第4条 子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分に何らかの関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。

2 市は、前項に基づいて、さまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう必要な施策を実施します。

3 市民等は、子どもの意見表明と参加について、これを積極的に理解して尊重し、支援していくなかで、子どもの最善の利益を不断に実現していくよう努めます。

（せんなん子ども会議）

第5条 市は、前条に基づいて、せんなん子ども会議を設置します。

2 せんなん子ども会議は、小学生、中学生、高校生その他の子どもにより構成します。

3 せんなん子ども会議は、子どもにかかわる事項について、市に対して意見を表明することができます。

4 市は、前項によりせんなん子ども会議が表明した意見について、これを尊重するよう努めるものとします。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

(子どもの居場所づくり)

第7条 子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。

2 市は、前項に基づいて、子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します。

(子どもの権利に関する学習と教育)

第8条 市は、市の職員及び子ども施設の職員が子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に不断に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の



積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。

2 子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として、子どもの権利条約を日々の生活に生かすことができる知識、スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程等に位置付けて実施するものとします。

3 市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会を持つことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動等を奨励し、必要な条件整備を図ります。

(親その他の保護者の支援)

第9条 親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、親が子どもの養育と発達に対する第一次的責任を共同して果たすことを原則として、前項に定める保護者の権利等を保障するため、保護者との協働に努めるなかで、必要な仕組みの整備その他支援に努めなければなりません。

3 子ども施設及び市民等は、前2項を踏まえ、地域や社会で相互に協力して子育てと子育てを支援するよう努めます。

(子ども施設職員の支援)

第10条 子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的に実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、前項に定める支援を子ども施設の職員に適切に提供することができるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

(せんなん子ども支援ネットワーク)

第11条 子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。

2 市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します。

3 せんなん子ども支援ネットワークは、第1項に定める子ども支援が市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・

自発に基づく協働の取り組みとして推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組みを行います。

(施設等における子どもの安全)

第12条 市は、子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針等を定めます。

2 市は、前項の指針等に基づいて、所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。

3 市長は、前項のシステムの検証を行うものとし、そのために有識者等により構成する子どもの安全委員会を設けます。

4 市及び子ども施設は、前項で定める子どもの安全委員会の活動に対して、積極的に協力し援助するものとします。

(災害時における子どもの安全)

第13条 市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時並びに復旧及び復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの参加の権利を尊重するなかで確保するものとします。

2 市は、前項に基づいて、市の防災計画等の検証にあたるものとします。

(泉南市子どもの権利の日)

第14条 市は、子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日とします。

2 市は、泉南市子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事等を計画し、実施します。

3 市民等は、前項の行事等に協力し、又は連携しつつ独自に行事等を工夫するなどして、第1項の意義を具現するよう努めます。

### 第3章 条例の実施と検証

(条例の実施と広報)

第15条 市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に、この条例を実施するものとします。

2 市は、この条例の内容及び前項に定める実施に係る計画等について、これを市民等に広く知らせなければなりません。

(条例の実施に関する検証と公表)

第16条 市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献してい

くことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。

- 2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」といいます。）を設けます。
- 3 市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。
- 4 条例委員会及び市民モニターは、相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。
- 5 市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。
- 6 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。

#### 第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正します。

別表中「文化財専門委員及び臨時専門委員」の次に次のように加えます。

子どもの権利条例委員	日額7,500円
子どもの安全委員	日額7,500円

議案第 5 号

## 泉南市商工業振興基本条例の制定について

泉南市商工業振興基本条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

商工業の振興が、豊かで活力ある魅力的な地域社会の形成並びに市民生活の向上に果たす役割が極めて大きいことに鑑み、商工業の振興に関する基本理念及び目的を明らかにするとともに、市、商工業者、商工団体及び市民が、それぞれの責務と役割を果たしつつ協働して商工業を振興していくことについての基本的な事項を定めるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市商工業振興基本条例

泉南市は、大阪湾に面し、温暖な気候と海岸部、平野部、丘陵山間部という多様な地勢とそれに伴う豊かな産物に恵まれるとともに、熊野街道はじめ豊かな文化歴史遺産を有しています。

また、関西国際空港の臨空都市、国際都市として更なる飛躍、発展していくことが期待されています。

本市が、将来にわたって活力のある魅力的な「まち」を創造していくためには、商工業の振興を図っていくことが極めて重要です。

このような認識のもと、商工業の振興に関する基本理念と市、商工業者、商工団体及び市民の責務と役割を明らかにするとともに、相互に協働して商工業の振興を図っていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市の商工業の振興に関する基本理念を定めるとともに、市、商工業者、商工団体の責務及び市民の役割を明らかにし、地域社会、環境との調和を保ちつつ協働して商工業の振興を図り、もって健全で活力のある豊かな地域社会を創造し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 市内で商工業活動を行う者をいう。
- (2) 商工団体 商工会、商店会その他の市内の商工業の振興にかかわる団体及びその連合会をいう。
- (3) 大型店 店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える建物をいう。

(基本理念)

第3条 商工業の振興は、商工業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、商工業者、商工団体及び市が協働して推進することを基本とし、市民の理解と協力を得て、本市の特性を活かしつつ、地域社会、市民生活、環境との調和を図りながら進めていくものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国、府その他関係機関・団体と連携、協力して商工業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、商工業者の取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 市は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の安定化、経営革新の支援
- (2) 人材育成の支援、雇用の確保及び安定化、福利厚生への促進
- (3) 情報の収集及び提供
- (4) 起業、新たな事業の創出の支援及び定着の促進
- (5) 企業立地の促進
- (6) 商工業、農林水産業、観光等の相互連携及び交流の促進
- (7) 産官学民の連携及び交流の促進
- (8) その他商工業の振興に関し必要があると認める事項

3 市は、前2項に規定する施策を実施するほか、商工業の振興に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(商工業者の責務)

第5条 商工業者は、社会経済環境の変化に対応し、自主的に創意工夫、経営革新に努めるものとする。

2 商工業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生への充実その他雇用環境の充実に努めるものとする。

3 商工業者は、その事業活動を通じて地域社会の活性化に資するよう努めるものとする。

- 4 商工業者は、商工団体に積極的に加入するとともに、その活動に相互に協力するよう努めるものとする。
- 5 商工業者は、市民、商工団体、市等が取り組むまちづくり活動に積極的に参画し、協働していくよう努めるものとする。
- 6 商工業者は、その事業活動が、市民生活、消費者、環境と調和するよう努めるものとする。
- 7 大型店を営む者は、その事業活動が、地域社会・経済に及ぼす影響が大きいことから、地域社会との調和、地元事業者との共存共栄を図りつつ、地域における市民活動への支援、その他その地域に貢献する活動に積極的に取り組むとともに、大規模災害時における協力等に努めるものとする。

(商工団体の責務)

第6条 商工団体は、商工業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、商工業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

- 2 商工団体は、市、市民、関係機関・団体等と連携・協働して商工業の振興を進めていくよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、商工業の振興が地域社会の健全な発展、雇用機会の創出等により市民生活の向上に寄与していることについて理解を深めるとともに、商工業の振興に協力するよう努めるものとする。

(条例の普及啓発)

第8条 市及び商工団体は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の普及及び啓発に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
別表中「 | 商工業振興対策審議会委員 | 日額 7,500円 |」を削る。  
(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)
- 3 泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
別表中「 | 市長 | 泉南市商工業振興対策審議会 | 市の商工業振興対策についての調査、審議に関する事項 |」を削る。



議案第6号

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月20日法律第105号）に基づき、社会教育法の一部改正が平成24年4月1日から施行され、法による義務付け・枠付けの見直しにより、公民館運営審議会の委員の基準について条例へ委任されたため、本条例を提案するものである。

## 泉南市立公民館条例の一部を改正する条例

泉南市立公民館条例（昭和31年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「泉南市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の基準）

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公民館の活動に理解と熱意がある者並びに学識経験のある者の中から、泉南市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

別表中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に委嘱されている委員は、この条例による改正後の規定に基づく審議会の委員とみなす。

議案第7号

泉南市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月20日法律第105号）に基づき、図書館法の一部改正が平成24年4月1日から施行され、法による義務付け・枠付けの見直しにより、図書館協議会の委員の基準について条例へ委任されたため、本条例を提案するものである。

## 泉南市立図書館条例の一部を改正する条例

泉南市立図書館条例（昭和58年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（委員の基準）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の活動に理解と熱意がある者並びに学識経験のある者の中から、泉南市教育委員会が任命する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に任命されている委員は、この条例による改正後の規定に基づく協議会の委員とみなす。

議案第 8 号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号）に基づき、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正が平成 24 年 4 月 1 日から施行され、市営住宅への入居基準のひとつである同居親族要件が廃止されたことに伴い、本市関係条例において同要件を規定する必要から本条例を提案するものである。

## 市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市営住宅管理条例施行規則（）」の次に「平成9年泉南市規則第14号。」を加える。

第4条第1項中「者であって、次の各号のすべての」を「条件のほか次の各号（ただし公営住宅の間取りや規模等の状況及び区域内の住宅事情その他事情に応じ、単身での入居に適しているものとして規則で定める公営住宅においては第1号の条件を要しない。）の」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。法第27条第5項及び附則第15項において同じ。）があること。

第8条第2項第1号中「第3号」を「第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第9号

## 泉南市墓地、埋葬等に関する条例の制定について

泉南市墓地、埋葬等に関する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月20日法律第105号）に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の一部改正が平成24年4月1日から施行され、大阪府知事の権限に属する事務が本市に移譲されることにより墓地等の経営許可手続等を定めるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市墓地、埋葬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る事前手続並びに墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所等、構造設備及び管理の基準その他法の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(標識の設置)

第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又は墓地の区域を拡張しよ



うとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、当該墓地若しくは火葬場の設置又は拡張の計画（以下「墓地の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。

（勧告）

第6条 市長は、申請予定者が第4条に規定する標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

2 市長は、申請予定者が前条に規定する説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

（公表）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

（経営の許可の申請）

第8条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地

- (3) 墓地等の区別
- (4) 墓地等の構造設備の概要
- (5) 墓地にあつては、その区域の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その登記事項証明書
- (2) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (3) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- (4) 墓地及び火葬場にあつては、これらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（変更の許可の申請）

第9条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更後の前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項
- (4) 墓地及び納骨場にあつては、改葬の必要性の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 変更後の前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類
- (3) 墓地及び火葬場にあつては、変更後の前条第2項第4号に掲げる書類

(4) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬の内容を明らかにした書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(廃止の許可の申請)

第10条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第4号に掲げる事項

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、前条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第11条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の設置場所等の基準)

第12条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

(2) 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

(3) 共同墓地（市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。）について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地の構造設備の基準等）

第13条 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根

(2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路

(3) 雨水等が停滞しないようにするための排水路

(4) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（墓地の付近にあるこれらのものを含む。）

2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。

（納骨堂の構造設備の基準）

第14条 納骨堂には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 出入口の扉を施錠するための設備

(2) 堅ろうな外壁及び屋根

(3) 消火又は防火のための設備

(4) 換気のための設備

(5) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（納骨堂の付近にあるこれら

のものを含む。)

(火葬場の構造設備の基準)

第15条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉
- (3) 収骨室
- (4) 収骨容器等を保管する設備
- (5) 残灰庫
- (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備
- (7) 霊安室

(変更又は廃止の許可の基準)

第16条 法第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の検査等)

第18条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。

2 墓地等の経営者は、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(管理の基準)

第19条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置

(2) 墓地等を常に清潔に保つため必要な措置

(埋葬の禁止)

第20条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第21条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和60年大阪府条例第3号）の規定により、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。

議案第10号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

権限移譲の推進などによる基礎自治体の重要性の高まりに伴い、産業政策の一元化による観光施策の重点化を図るとともに、市民にわかりやすい組織づくりを推進するため、所要の改正を行う必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7項」を「第1項」に改める。

第2条市民生活環境部の項第5号中「商工業」を「産業」に改め、同項第7号を削り、同条健康福祉部の項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国民年金に関すること。

第2条都市整備部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



議案第 1 1 号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 2 2 年法律第 7 1 号）に基づき、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正が平成 2 4 年 4 月 1 日から施行され、本市関係条例中で引用している当該法律の条ずれ及び文言の変更を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第2条第2項第5号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 12 号

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

平成 24 年度から平成 26 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料の規定等について所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「28,692円」を「29,988円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 38,984円

第2条第4号中「第4号」を「第3号」に、「57,384円」を「44,982円」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 令附則第17第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 50,979円

(6) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,976円

第2条第7号中「86,076円」を「74,940円」に改め、同号ア中「合計所得金額が3,000,000円」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が580,000円」に改め、同号イ中「要保護者で」を「要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給

付を含む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって」に、「ついては」を「ついて」に改め、「されたならば保護」の次に「等(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)」を加え、「又は次号イ」を「次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同条第8号中「94,683円」を「80,967円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「1,250,000円」に改め、同号イ中「要保護者」を「要保護者等」に、「ついては」を「ついて」に、「保護」を「保護等」に改め、「除く。)」の次に「次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。」を加え、同条第9号を次のように改める。

(9) 次のいずれかに該当する者 89,964円

ア 合計所得金額が1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

第2条に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 98,960円

ア 合計所得金額が3,000,000円、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護等を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 104,958円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護等を必要と

しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 110,955円

ア 合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 119,952円

第9条に次の1項を加える。

3 市長は特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

## 泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

泉南市営氏の松第一団地住宅、氏の松第二団地住宅、高岸団地住宅、砂原第一団地住宅、砂原第二団地住宅の用途廃止、除却が全て終了したことにより、市営住宅の名称、位置、戸数に関する規定を整備する必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例

泉南市市営住宅設置条例（昭和39年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称	位置	戸数
泉南市営長山団地住宅	泉南市馬場一丁目14番	20戸
同 前畑団地住宅	同 樽井八丁目6番、7番、8番、11番	280戸
同 宮本団地住宅	同 信達市場1, 914番地、2, 686番地、2, 696番地	96戸

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第14号

## 泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

水道法（昭和32年法律第177号）第10条の規定により、給水区域の拡張に伴う厚生労働省への事業認可の届出において、簡易水道事業の給水人口及び給水量の規定を整備する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

泉南市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、上水道64, 600人、簡易水道500人」を「、64, 600人」に、同条第4項中「上水道28, 500立方メートル、簡易水道190立方メートル」を「、28, 500立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 15 号

## 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

危険物の規制に関する政令等の一部改正が平成 23 年 12 月 21 日に公布され、新たな物品が危険物に追加されたことにより、本市関係条例において貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について規定整備を行う必要から、本条例を提案するものである。

## 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例

泉南市火災予防条例（昭和37年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 10 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第6項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第12項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 11 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 12 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年

6月30日までの間は、適用しない。

- 13 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

議案第16号

## 泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

危険物の規制に関する政令等の一部改正が平成23年12月21日に公布され、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準についての規定が追加され、当該施設の設置許可に対する審査手数料の額を規定する必要があるから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

泉南市危険物規制事務手数料条例（昭和12年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表2の部(2)貯蔵所の款エの項中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同款オの項中「特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 17 号

平成 23 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 23 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 512,950 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,130,356 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 24 年 3 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦



第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,589,128	137,946	2,727,074
	1)地方交付税	2,589,128	137,946	2,727,074
(12)分担金及び負担金		193,238	2,890	196,128
	2)分 担 金	3,250	2,890	6,140
(14)国庫支出金		3,651,470	100,820	3,752,290
	2)国庫補助金	198,999	100,820	299,819
(16)財産収入		33,173	13,218	46,391
	2)財産売払収入	33,083	13,218	46,301
(17)寄 附 金		1,500	2,100	3,600
	1)寄 附 金	1,500	2,100	3,600
(19)諸 収 入		282,308	84,076	366,384
	6)雑 入	269,692	84,076	353,768
(20)市 債		1,699,406	171,900	1,871,306
	1)市 債	1,699,406	171,900	1,871,306
歳 入 合 計		20,617,406	512,950	21,130,356

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,269,379	11,460	2,280,839
	1) 総務管理費	1,718,122	11,460	1,729,582
(3) 民生費		9,302,796	12,888	9,315,684
	5) 介護保険費	649,390	12,888	662,278
(4) 衛生費		1,506,757	△23,610	1,483,147
	1) 保健衛生費	370,159	△1,000	369,159
	2) 清掃費	1,095,079	△22,610	1,072,469
(5) 農林水産業費		153,572	3,110	156,682
	1) 農業費	144,177	3,110	147,287
(8) 消防費		796,570	0	796,570
	1) 消防費	796,570	0	796,570
(9) 教育費		1,705,595	270,840	1,976,435
	2) 小学校費	417,889	229,420	647,309
	3) 中学校費	121,278	41,320	162,598
	5) 社会教育費	379,929	100	380,029
(10) 公債費		2,455,564	△14,000	2,441,564

	1)公債費	2,455,564	△14,000	2,441,564
(11)諸支出金		653,634	252,262	905,896
	1)公共施設整備基金費	215,251	97,218	312,469
	8)ふるさと泉南水なす基金費	1,501	2,000	3,501
	10)土地開発基金費	51,011	48,989	100,000
	11)公債費管理基金費	263,920	104,055	367,975
歳出合計		20,617,406	512,950	21,130,356

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	総合計画策定事業	2,540千円
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳法改正に伴うシステム改修事業	48,000千円
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	12,600千円
教育費	小学校費	一丘小学校整備事業	12,900千円
教育費	小学校費	新家・砂川小学校施設耐震化事業	216,520千円
教育費	中学校費	泉南中学校整備事業	41,320千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 46,500	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 216,200	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
溜池改修事業	5,600	〃	〃	〃	10,600	〃	〃	〃
農道整備事業	7,800	〃	〃	〃	1,800	〃	〃	〃
消防施設整備事業	20,200	〃	〃	〃	23,400	〃	〃	〃

平成 2 3 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,589,128	137,946	2,727,074			
( 1)	地方交付税	2,589,128	137,946	2,727,074			
	1) 地方交付税	2,589,128	137,946	2,727,074	1. 地方交付税	137,946	
1 2	分担金及び負担金	193,238	2,890	196,128			
( 2)	分 担 金	3,250	2,890	6,140			
	1) 農林水産業費分担金	3,250	2,890	6,140	1. 溜池改修事業分担金	2,890	
1 4	国庫支出金	3,651,470	100,820	3,752,290			
( 2)	国庫補助金	198,999	100,820	299,819			
	5) 教育費補助金	33,584	100,820	134,404	6. 学校教育設備整備費等補助金	100,820	
1 6	財産収入	33,173	13,218	46,391			
( 2)	財産売払収入	33,083	13,218	46,301			
	2) 不動産売払収入	32,783	13,218	46,001	1. 土地売払収入	13,218	公共用地売払収入
1 7	寄 附 金	1,500	2,100	3,600			
( 1)	寄 附 金	1,500	2,100	3,600			

款 17 寄 附 金 項 1 寄 附 金

款 17 寄 附 金 項 1 寄 附 金 目 1 総務費寄附金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 総務費寄附金	1,500	2,000	3,500	1. ふるさと泉南応援 寄附金	2,000	
	5) 教育費寄附金		100	100	2. 図書購入費寄付金	100	
19 諸 収 入		282,308	84,076	366,384			
(6) 雑 入		269,692	84,076	353,768			
	1) 雑 入	240,206	84,000	324,206	14. 雑 入	84,000	りんくうタウン公共施設等の引継ぎに関する負担金
	2) 過年度収入	29,486	76	29,562	1. 過年度収入	76	平成22年度農業施設災害復旧費国庫負担金
20 市 債		1,699,406	171,900	1,871,306			
(1) 市 債		1,699,406	171,900	1,871,306			
	2) 教 育 債	46,500	169,700	216,200	1. 学校教育施設等整備 事業債	169,700	
	4) 農林水産業債	13,400	△1,000	12,400	1. 溜池改修事業債	5,000	
					2. 農道整備事業債	△6,000	
	6) 消 防 債	20,200	3,200	23,400	1. 消防施設整備事業 債	3,200	
歳 入 合 計		20,617,406	512,950	21,130,356			



歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,269,379	11,460	2,280,839		11,460		
( 1) 総務管理費	1,718,122	11,460	1,729,582		11,460		
2) 人事管理費	732,677	11,460	744,137		11,460		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	11,460		620,539
[ 1] 人件費事業	710,344	11,460	721,804		11,460		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	11,460	退職手当	620,539
3 民 生 費	9,302,796	12,888	9,315,684		12,888		
( 5) 介護保険費	649,390	12,888	662,278		12,888		
1) 介護保険費	649,390	12,888	662,278		12,888		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	12,888		636,019
[ 1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	636,019	12,888	648,907		12,888	高齢障害介護課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	12,888	介護保険事業特別会計への繰出金	636,019
4 衛 生 費	1,506,757	△23,610	1,483,147		△23,610		
( 1) 保健衛生費	370,159	△1,000	369,159		△1,000		
7) 火葬場費	19,970	△1,000	18,970		△1,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1,000		14,513

款 4 衛 生 費 項 1 保健衛生費 目 7 火葬場費

款 4 衛 生 費      項 1 保健衛生費      目 7 火葬場費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[ 1 ]火葬場施設管理 運営事業	19,970	△1,000	18,970		△1,000	環境整備課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1,000	設計委託料	14,513
( 2 )清 掃 費	1,095,079	△22,610	1,072,469		△22,610		
2)塵芥処理費	804,496	△22,610	781,886		△22,610		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△22,610		356,271
[ 4 ]泉南清掃事務組 合負担金事業	355,561	△22,610	332,951		△22,610	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△22,610	泉南清掃事務組合負担金	355,561
5 農林水産業費	153,572	3,110	156,682	1,890	1,220		
				分担金及び負担金 2,890			
				市債 △1,000			
( 1 )農 業 費	144,177	3,110	147,287	1,890	1,220		
				分担金及び負担金 2,890			
				市債 △1,000			
3)農業振興費	37,109	△6,750	30,359	△6,000	△750		
				市債 △6,000			

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△6,750		13,108
[ 5] 泉南地区農免農 道整備事業	8,750	△6,750	2,000	△6,000	△750	農林水産課	
				市債 △6,000 [農道整備事業債 △6,000]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△6,750	泉南地区農免農道整備事業負担金	8,750
8) 溜池改修事業費	11,200	9,860	21,060	7,890	1,970		
				分担金及び負担金 2,890			
				市債 5,000			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,860		11,200
[ 1] 溜池改修事業	11,200	9,860	21,060	7,890	1,970	農林水産課	
				分担金及び負担金 2,890 [溜池改修事業分担 金 2,890]			
				市債 5,000 [溜池改修事業債 5,000]			
				節 区 分	金 額		

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 8 溜池改修事業費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 8 溜池改修事業費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,860	府営土地改良事業負担金	11,200
8 消 防 費	796,570	0	796,570	3,200	△3,200		
				市債			
				3,200			
(1) 消 防 費	796,570	0	796,570	3,200	△3,200		
				市債			
				3,200			
4) 消防施設整備事 業費	30,363	0	30,363	3,200	△3,200		
				市債			
				3,200			
[ 2 ] 消防車両整備事 業	27,093	0	27,093	3,200	△3,200		
				市債			
				3,200			
				[消防施設整備事業 債 3,200]			
9 教 育 費	1,705,595	270,840	1,976,435	270,620	220		
				国庫支出金			
				100,820			
				寄附金			
				100			
				市債			
				169,700			
( 2 ) 小学校費	417,889	229,420	647,309	229,325	95		
				国庫支出金			
				88,425			
				市債			
				140,900			

3) 学校施設整備費	80,199	229,420	309,619	229,325	95			
				国庫支出金 88,425				
				市債 140,900				
				節 区 分	金 額			
				13. 委託料 15. 工事請負費	3,520 225,900			20,000 30,000
[ 1] 施設保全整備事業	60,199	12,900	73,099	12,870	30	教育総務課		
				国庫支出金 3,870				
				[学校教育設備整備 費等補助金 3,870]				
				市債 9,000				
				[学校教育施設等整 備事業債 9,000]				
				節 区 分	金 額			
15. 工事請負費	12,900	各小学校整備工事	30,000					
[ 2] 施設耐震化事業	20,000	216,520	236,520	216,455	65	教育総務課		
				国庫支出金 84,555				
				[学校教育設備整備 費等補助金 84,555]				
市債 131,900								
[学校教育施設等整 備事業債 131,900]								

款 9 教 育 費      項 2 小 学 校 費      目 3 学 校 施 設 整 備 費

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,520	監理委託料	20,000
				15. 工事請負費	213,000	各小学校整備工事	
( 3 ) 中 学 校 費	121,278	41,320	162,598	41,195	125		
				国庫支出金			
				12,395			
				市債			
				28,800			
3) 学校施設整備費	8,000	41,320	49,320	41,195	125		
				国庫支出金			
				12,395			
				市債			
				28,800			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,160		1,000
				15. 工事請負費	40,160		
[ 1 ] 施設保全整備事業	8,000	41,320	49,320	41,195	125	教育総務課	
				国庫支出金			
				12,395			
				[学校教育設備整備 費等補助金			
				12,395]			
				市債			
				28,800			
				[学校教育施設等整 備事業債			
				28,800]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,160	設計委託料	1,000

				15. 工事請負費	40,160	各中学校整備工事	
(5) 社会教育費	379,929	100	380,029	100			
				寄附金	100		
10) 図書館及びホール費	91,929	100	92,029	100			
				寄附金	100		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100		7,700
[2] 図書館運営事業	26,815	100	26,915	100		文化振興課	
				寄附金	100		
				[図書購入費寄付金 100]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100	図書購入費	7,700
10 公 債 費	2,455,564	△14,000	2,441,564		△14,000		
(1) 公 債 費	2,455,564	△14,000	2,441,564		△14,000		
2) 利 子	483,708	△14,000	469,708		△14,000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△14,000		483,708
[1] 公債費事業 (利子)	473,708	△14,000	459,708		△14,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△14,000	市債利子償還金	473,708
11 諸支出金	653,634	252,262	905,896	99,218	153,044		

款 11 諸支出金

款 11 諸支出金

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				財産収入 13,218			
				寄附金 2,000			
				諸収入 84,000			
(1) 公共施設整備基金費	215,251	97,218	312,469	97,218			
				財産収入 13,218			
				諸収入 84,000			
1) 公共施設整備基金費	215,251	97,218	312,469	97,218			
				財産収入 13,218			
				諸収入 84,000			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	97,218		35,251
[1] 公共施設整備基金事業	215,251	97,218	312,469	97,218		総務課・政策推進課	
				財産収入 13,218			
				[公共用地売払収入 13,218]			
				諸収入 84,000			
				[りんくうタウン公共施設等の引継ぎに関する負担金 84,000]			



				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	97,218		
(8)ふるさと泉南水 なす基金費	1,501	2,000	3,501	2,000			
				寄附金	2,000		
1)ふるさと泉南水 なす基金費	1,501	2,000	3,501	2,000			
				寄附金	2,000		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	2,000		1,501
[ 1]ふるさと泉南水 なす基金事業	1,501	2,000	3,501	2,000		政策推進課	
				寄附金	2,000		
				[ふるさと泉南応援 寄附金	2,000]		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	2,000		1,501
(10)土地開発基金費	51,011	48,989	100,000		48,989		
1)土地開発基金費	51,011	48,989	100,000		48,989		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	48,989		51,011
[ 1]土地開発基金事 業	51,011	48,989	100,000		48,989	財政課	

款 11 諸支出金 項 10 土地開発基金費 目 1 土地開発基金費

款 11 諸支出金 項 10 土地開発基金費 目 1 土地開発基金費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	48,989	繰替運用返還金	51,011
(11)公債費管理基金 費	263,920	104,055	367,975		104,055		
1)公債費管理基金 費	263,920	104,055	367,975		104,055		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	104,055		263,920
[ 1 ]公債費管理基金 事業	263,920	104,055	367,975		104,055	財政課	
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	104,055		263,920
歳 出 合 計	20,617,406	512,950	21,130,356	374,928	138,022		
				分担金及び負担金 2,890			
				国庫支出金 100,820			
				財産収入 13,218			
				寄附金 2,100			
				諸収入 84,000			
				市債 171,900			

## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中の起債見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普 通 債	291,900	12,587,946	460,200	12,756,246
(2) 農 林 水 産	13,400	539,921	12,400	538,921
(3) 教 育	146,600	1,454,726	316,300	1,624,426
(8) 消 防	20,200	246,085	23,400	249,285
計	1,799,506	22,938,634	1,971,406	23,110,534

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 市 税	8,647,659		8,647,659	40.9
(2) 地方譲与税	154,500		154,500	0.7
(3) 利子割交付金	41,900		41,900	0.2
(4) 配当割交付金	16,100		16,100	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	6,000		6,000	—
(6) 地方消費税交付金	620,700		620,700	2.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	53,400		53,400	0.3
(8) 自動車取得税交付金	61,100		61,100	0.3
(9) 地方特例交付金	111,404		111,404	0.5
(10) 地方交付税	2,589,128	137,946	2,727,074	12.9
(11) 交通安全対策特別交付金	11,766		11,766	0.1
(12) 分担金及び負担金	193,238	2,890	196,128	0.9
(13) 使用料及び手数料	383,518		383,518	1.8
(14) 国庫支出金	3,651,470	100,820	3,752,290	17.8
(15) 府支出金	1,520,807		1,520,807	7.2
(16) 財産収入	33,173	13,218	46,391	0.2
(17) 寄 附 金	1,500	2,100	3,600	—
(18) 繰 入 金	16,183		16,183	0.1
(19) 諸 収 入	282,308	84,076	366,384	1.7
(20) 市 債	1,699,406	171,900	1,871,306	8.9
(22) 繰 越 金	522,146		522,146	2.5

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	20,617,406	512,950	21,130,356	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	338,944		338,944	1.6
(2) 総務費	2,269,379	11,460	2,280,839	10.8
(3) 民生費	9,302,796	12,888	9,315,684	44.1
(4) 衛生費	1,506,757	△23,610	1,483,147	7.0
(5) 農林水産業費	153,572	3,110	156,682	0.7
(6) 商工費	58,644		58,644	0.3
(7) 土木費	1,355,951		1,355,951	6.4
(8) 消防費	796,570		796,570	3.8
(9) 教育費	1,705,595	270,840	1,976,435	9.3
(10) 公債費	2,455,564	△14,000	2,441,564	11.6
(11) 諸支出金	653,634	252,262	905,896	4.3
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	20,617,406	512,950	21,130,356	100.0

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 568	千円 2,075,691	千円 1,747,322	千円 3,823,013	千円 682,234	千円 4,505,247	
補正前	569	2,075,691	1,735,862	3,811,553	682,234	4,493,787	
比 較	△ 1	0	11,460	11,460	0	11,460	

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	休日給	通勤手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	千円 66,165	千円 64,279	千円 41,731	千円 22,615	千円 75,298	千円 22,929	千円 33,918	千円 12,978	千円 493,100
	補正前	66,165	64,279	41,731	22,615	75,298	22,929	33,918	12,978	493,100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	勤勉手当	退職手当	夜間勤務手当	子ども手当					
	補正後	千円 254,337	千円 610,872	千円 6,000	千円 43,100					
	補正前	254,337	599,412	6,000	43,100					
	比 較	0	11,460	0	0					

## (2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考				
			千円						
給 料	千円 —		千円 —		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	その他職員 (教育長含む)	計
					補正後	465人	102人	1人	568人
					補正前	466人	102人	1人	569人
					比 較	△1人	—	—	△1人
職員手当等	11,460	退職者の増加に伴う増額分	11,460	自己都合等退職者の増加	退職手当	11,460 千円			



議案第18号

## 平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月5日

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		2,190,683	331	2,191,014
	2)国庫補助金	708,638	331	708,969
(9) 諸収入		427,545	△331	427,214
	3)雑入	427,285	△331	426,954
歳入合計		7,749,930	0	7,749,930

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 保険給付費		5,059,144	0	5,059,144
	1)療養諸費	4,456,289	0	4,456,289
歳 出	合 計	7,749,930	0	7,749,930

平成 2 3 年 度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		2,190,683	331	2,191,014			
(2) 国庫補助金		708,638	331	708,969			
	1) 財政調整交付金	706,198	68	706,266	1. 財政調整交付金	68	特別調整交付金
	4) 災害臨時特例補助金		263	263	1. 災害臨時特例補助金	263	
9 諸 収 入		427,545	△331	427,214			
(3) 雑 入		427,285	△331	426,954			
	6) 雑 入	419,587	△331	419,256	1. 雑 入	△331	
歳 入 合 計		7,749,930	0	7,749,930			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

議案第19号

平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,073,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年3月5日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		859,974	2,849	862,823
	2)国庫補助金	168,583	2,849	171,432
(6) 繰入金		651,345	12,888	664,233
	1)他会計繰入金	636,019	12,888	648,907
歳入合計		4,057,333	15,737	4,073,070

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		148,328	15,737	164,065
	1) 総務管理費	104,054	15,737	119,791
歳 出	合 計	4,057,333	15,737	4,073,070



第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	平成24年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費	15,737千円

平成 2 3 年 度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		859,974	2,849	862,823			
(2) 国庫補助金		168,583	2,849	171,432			
	4) 介護保険事業費補助金		2,849	2,849	7. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	2,849	
6 繰 入 金		651,345	12,888	664,233			
(1) 他会計繰入金		636,019	12,888	648,907			
	1) 一般会計繰入金	636,019	12,888	648,907	5. 事務的経費繰入金	12,888	
歳 入 合 計		4,057,333	15,737	4,073,070			

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	148,328	15,737	164,065	2,849	12,888		
				国庫支出金 2,849			
( 1) 総務管理費	104,054	15,737	119,791	2,849	12,888		
				国庫支出金 2,849			
1) 一般管理費	104,054	15,737	119,791	2,849	12,888		
				国庫支出金 2,849			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	15,737		9,281
[ 2] 介護保険事務事業	13,150	15,737	28,887	2,849	12,888	高齢障害介護課	
				国庫支出金 2,849			
				[介護保険制度改正 に伴うシステム改 修事業補助金 2,849]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	15,737	介護保険システム保守等委託料	9,281
歳 出 合 計	4,057,333	15,737	4,073,070	2,849	12,888		
				国庫支出金 2,849			